

軽費老人ホーム 椎ノ木荘 重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人誠光会
法人所在地	〒805-0005 北九州市八幡東区藤見町3番1号
代表者氏名	理事長 長谷川 稔
電話番号	093-663-2030
設立年月日	平成8年2月14日

2. ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム 椎ノ木荘
施設の所在地	〒804-0033 北九州市戸畑区椎ノ木町16番15号
施設長名	中村 勝信
電話番号	093-861-1001
FAX番号	093-861-1002
開設年月日	平成23年4月1日
定員	50名
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険(株)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 60歳以上で高齢のため独立して生活するのが不安である入居者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、社会生活上の便宜の供與其他日常生活上の援助、健康管理上の支援を行います。 2 入居者のプライバシーの保護に努め、個々人の意思(自己責任)及び人権を尊重した援助サービスを提供します。 3 地域と家族との結びつきを重視します。 4 入居者が要支援・介護状態に陥った場合でも、施設内外の在宅介護関連事業所と連携し、施設での生活を続けられるように努めます。
施設運営の方針	施設は、法の基本理念を関連法令及び通知に基づいて、入居者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、施設内における共同生活の円滑化をはかり、入居者の自立性を重んじ、希望と生きがいのある日常生活ができるよう配慮いたします。

4. 利用要件

- (1) 満 60 歳以上であること、ただし入居者の配偶者、三親等内の親族と共に入居する場合はいずれか一方が 60 歳以上であれば入居できます。
- (2) 家族と同居することが困難であること。
- (3) 伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
- (4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (5) 身元引受人（身元保証人）が 1 名以上得られること。

5. 職員の配置基準と職務

職 種	職 務 内 容	配 置	勤務体制
施設長	総括	1 名	常勤
事務職員	庶務、会計業務	2 名	うち 1 名は常勤
生活相談員	相談、助言、入居調整	1 名	常勤
介護職員	日常生活の支援、援助	4 名以上	常勤
看護職員	健康管理、療養上の世話	1 名	常勤
栄養士	献立作成、食材の発注、調理上の衛生管理	1 名	常勤
(調理員)	献立表に基づき食事提供	5 名以上	(業務委託)
(宿直専門員)	宿直業務	1 名以上	(業務委託)

6. 居室の概要

居 宅 ・ 設 備 の 種 類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	38 室	
夫婦部屋	6 室	
浴室	2	1 階
娯楽室	2	1・3 階
集会・娯楽室	1	3 階

7. 施設サービスの概要（基準サービス）

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 [食事時間] 朝食 8 時～9 時 昼食 12 時～13 時 夕食 17 時 30 分～18 時 30 分
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として月・水・金曜日とします。 ・ 夏季はシャワー浴を実施する場合があります。 [入浴時間] 原則として13 時～16 時とします。 ※ 行事等の都合により変更する場合があります。

	・介護を必要とする状態になった方は、居宅介護サービス等による入浴介助を受けることができます。その時の入浴時間はその都度決定します。
健康管理	・入居者の健康を確保するため、少なくとも年1回のレントゲン、年2回の血液検査と問診を受ける機会を提供するなど、必要な指導援助を行います。 ・利用者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行います。
相談及び援助	・各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	・日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。

8. 利用料

(1) 生活費及びサービスの提供に要する費用

別表1・2をご参照ください。

(2) 利用料金の減免

入院、外泊等による利用料金の減免を下記の方法により行います。

(生活費 × 1 / 2 × 日数 / 月)

(3) 居室に係る費用及び特別なサービスに係る費用等

①居室内の電気代(10kw分の控除)

②自主的な趣味・娯楽・嗜好品に要する費用は自己負担となります。

③電話は玄関口に公衆電話が設置してあります。費用は入居者の実費負担となります。

④食事の中止は3日前までに申し出てください。3日を過ぎますと有料となります。

9. 利用料の請求及び支払い

入居契約書第7条(利用料)に基づく月額の利用料金等を、翌月末日までに施設が指定する方法により、施設に支払ってください。

10. 当施設ご入居に当って留意いただく事項

種類	内容
来訪・面会	面会は7時～19時にお願ひします。所定の面会簿に必要事項をご記入してください。上記時間外の面会は防犯上原則的に受け付けておりません。必要な場合は、事前に施設長の許可を得てください。また、面会時に持参したお薬等は、必ず職員にご連絡ください。
外出・外泊	外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、要件、施設へ帰着する予定時間等を施設長に届けてください。

入居者留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居される方は、相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように気をつけて下さい。 2. バルコニーは火災・非常時の避難経路となりますので、避難に支障が出ないように充分注意してご利用してください。 3. テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落としてご利用してください。 4. 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意してください。
専用居室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行います。 2. 居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とします。 3. 火災予防のため、居室内での火気の使用を禁じます。また、カーテン等は防炎仕様のものご使用ください。 5. 暖房器具については火傷の可能性等考慮する必要がありますので、職員にお問い合わせください。 6. なお、喫煙及びアイロンの使用については、施設が指定する場所をご利用ください。<u>健康増進法の施行により、屋内は禁煙です。喫煙は所定の場所・時間内をお願い致します。</u>
施設内禁止行為	<ol style="list-style-type: none"> 1. けんか、口論、泥酔、薬物乱用、悪臭等他人に迷惑をかけること。 2. 宗教活動、政治活動、営業活動、習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。 3. 指定した場所以外で火気を用いること。 4. 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 5. 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。 6. 施設内で動物を飼育すること。 7. 入居者間での金銭、薬、食品のやりとり。 8. 飴玉等、高齢者にとって危険と判断される食品の摂取。

1.1. 高齢者虐待の防止

入居者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(2) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 苦情対応

(1) 苦情解決責任者

中村勝信 (施設長)

電話番号 093-861-1001

FAX 093-861-1002

(2) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口 後藤栄子 (生活相談員)

電話番号 093-861-1001

FAX 093-861-1002

(3) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)

・戸畑区役所

〒804-8510 北九州市戸畑区千防 1-1-1

電話番号 093-871-1501 内線 472

FAX 093-881-5353

・八幡東区役所

〒805-8510 北九州市八幡東区中央 1-1-1

電話番号 093-671-0801 内線 472

FAX 093-662-2781

・八幡西区役所

〒806-8510 北九州市八幡西区筒井町 15-1

電話番号 093-642-1441 内線 472

FAX 093-642-2941

・小倉北区役所

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町 1-1

電話番号 093-582-3433

FAX 093-562-1382

・小倉南区役所

〒803-8510 北九州市小倉南区若園 5-1-2

電話番号 093-951-4111 内線 472

FAX 093-923-0520

・若松区役所

〒803-8510 北九州市若松区 1-1-1

電話番号 093-761-5321 内線 472

FAX 093-751-2344

・門司区役所

〒801-8510 北九州市門司区清滝 1-1-1

電話番号 093-331-1881 内線 472

FAX 093-321-4802

※各区とも、対応時間は平日午前8時30分～午後5時

○福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）

・〒812-0046 福岡市博多区塚本町13番47号

電話番号 092-642-7859

FAX 092-642-7857

対応時間：午前8時30分～午後5時

○福岡県運営適正化委員会（福岡県社協）

・〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ4階（東棟）

電話番号 092-915-3511

FAX 092-915-3512

対応時間：午前8時30分～午後5時

（休日：第1・2・3月曜 ※祝日の時は翌日が休日）

○成年後見制度 福岡家庭裁判所小倉支部 家事受付センター

・〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-1

電話番号 093-561-3431

対応時間：平日午前9時～11時 午後1時～4時30分

○権利擁護センター「らいと」

・〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェル「とばた」内8階

電話番号 093-882-4914

FAX 093-882-2266

対応時間：平日午前8時30分～午後5時

(4) 苦情処理第三者委員

公正中立な立場で苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

評議員・民生委員

氏名 宮崎 ハルカ

住所 〒805-0018 北九州市八幡東区上本町一丁目1番6号

電話 093-681-9397

評議員

氏名 佐藤 咲子

住所 〒804-0031 北九州市戸畑区東大谷一丁目5番32号

電話 090-1367-6861

13. 協力医療機関

名称 おうじ内科クリニック 医院長名 王寺 俊陽

所在地 北九州市戸畑区沖台1-10-2

電話 093-873-8233

名 称 医療法人医和基会 戸畑総合病院 理事長名 後藤 俊秀
 所在地 北九州市戸畑区福柳木1-3-33
 電 話 093-871-2760

14. 協力歯科医療機関

名 称 医療法人医和基会 戸畑総合病院 理事長名 後藤 俊秀
 所在地 北九州市戸畑区福柳木1-3-33
 電 話 093-871-2760

15. 協力医療機関や協力歯科医療機関以外で特に希望する医療機関がある場合はご記入下さい。
 ただしご希望に沿えない場合もありえますのでご了承をお願い致します。

※ 以下にチェックマーク及び必要事項の記入をお願い致します。＜チェックマーク必要＞

希望医療機関等は以下のとおりです。

医療機関名	担当医師	備考（電話番号等）

特に希望する医療機関はありません。

16. 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜ 記 入 必 要 ＞

入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

○緊急連絡先

氏名	入居者との関係	連絡可能な電話番号

17. 個人情報の保護

(1) 職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人の情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその家族の了解を得るものとします。

(2) 法人や施設が発行する広報誌やホームページ等の媒体に入居者の写真等の個人情報を掲載する可能性があります、その可否について、次のいずれかを選択してください。

掲載に同意する 掲載に同意しない ・ ・ ・ ・ ・ ＜ チェックマーク必要 ＞

18. 建替えについて

本物件は1971年建設であり老朽化が進行していることから、当法人は2020年以降を目途に、本物件の建替えを予定しております。従って、①今後、住所が変わる可能性があります（戸畑区内の予定ですが、確定ではありません）。②厚生労働省の定めた基準により、建替えのために要した費用等を管理費（居住に要する費用）として追加でご負担いただくこととなり、利用料が変更されません（以下の計算例をご参照下さい）。なお、ここに記載されていない事項については、別途協議するものとします。

<利用料の計算例> 対象収入による階層区分が150万円以下の場合

(ア) 平成29年4月1日現在の利用料(例)

- ① 事務費 10,000円
- ② 生活費 55,280円
- 合計 ①+②= 65,280円

(イ) 変更後の予想利用料(例)

- ① 事務費 10,000円
- ② 生活費 44,810円
- ③ 管理費（居住に要する費用） 25,000円（注）
- 合計 ①+②+③= 79,810円

（注）厚生労働省及び北九州市の基準による管理費計算例

定員50名の施設で建替えのために要した費用等（補助金等を除く）が3億円のケース
3億円÷50名÷20年（厚生労働省基準）÷12か月＝約25,000円/月

※上記はあくまでも計算例であり、諸般の事情により変動することがあります。

19. 非常災害対策

災害時の対応	初期消火、消防署への通報、避難誘導、職員非常招集当
防災設備	スプリンクラー、防火戸、自動火災通報装置、屋内消火栓、消火器
防災訓練	年2回以上、自衛防災訓練を実施しています（うち1回は夜間想定訓練です）。
防災責任者	中村 勝信（椎ノ木荘 施設長）

別表 1

対象収入による階層区別		利用料金 (月額)	左の内訳	
			生活費相当額	事務費相当額
1	1,500,000円以下	円 65,280	円 55,280	円 10,000
2	1,500,001円以上 1,600,000円以下	68,280	55,280	13,000
3	1,600,001円以上 1,700,000円以下	71,280	55,280	16,000
4	1,700,001円以上 1,800,000円以下	74,280	55,280	19,000
5	1,800,001円以上 1,900,000円以下	77,280	55,280	22,000
6	1,900,001円以上 2,000,000円以下	80,280	55,280	25,000
7	2,000,001円以上 2,100,000円以下	85,280	55,280	30,000
8	2,100,001円以上 2,200,000円以下	90,280	55,280	35,000
9	2,200,001円以上 2,300,000円以下	95,280	55,280	40,000
10	2,300,001円以上 2,400,000円以下	100,280	55,280	45,000
11	2,400,001円以上 2,500,000円以下	105,280	55,280	50,000
12	2,500,001円以上 2,600,000円以下	112,280	55,280	57,000
13	2,600,001円以上 2,700,000円以下	119,280	55,280	64,000
14	2,700,001円以上 2,800,000円以下	126,280	55,280	71,000
15	2,800,001円以上 2,900,000円以下	133,280	55,280	78,000
16	2,900,001円以上 3,000,000円以下	140,280	55,280	85,000
17	3,000,001円以上 3,100,000円以下	148,280	55,280	93,000
18	3,100,001円以上 3,200,000円以下	156,280	55,280	101,000
19	3,200,001円以上 3,300,000円以下	164,280	55,280	109,000
20	3,300,001円以上 3,400,000円以下	172,280	55,280	117,000
21	3,400,001円以上	事務費相当額 +55,280	55,280	全 額

備考：1 平成4年4月1日以降に入所した者に適用する。

- 2 この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費相当額については、上記表の額から30%減額した額とする。この場合100円未満は切捨てとする。
- 4 本人からの事務費徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設における事務費を超えるときは、当該施設の事務費(月額)を本人からの事務費徴収額(月額)とする。
- 5 冬期加算(11月～3月)は、2,150円とする。

別表 2

階 層 区 分		使用料 (月額)	左の内訳		
			生活費相当額	事務費相当額	
A	所得 税非	市町村民税の非課税	円 65,280	円 55,280	円 10,000
B	課税	市町村民税の均等割のみの課税者	70,280	55,280	15,000
C 1	所 得 税 課 税 者	市町村民税の所得割課税者	75,280	55,280	20,000
C 2		所得税7,300円以下	80,280	55,280	25,000
C 3		" 7,301円~14,900円	85,280	55,280	30,000
C 4		" 14,301円~22,200円	90,280	55,280	35,000
C 5		" 22,201円~29,700円	95,280	55,280	40,000
C 6		" 29,701円~37,200円	100,280	55,280	45,000
C 7		" 37,201円~44,600円	105,280	55,280	50,000
C 8		" 44,601円~52,200円	110,280	55,280	55,000
C 9		" 52,201円~59,800円	115,280	55,280	60,000
C 10		" 59,801円以上	事務費相 当額全額 +55,280	55,280	全 額

備考: 1 平成4年3月31日以前に入所した者に適用する。

2 本人からの事務費徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設における事務費を超えるとときは、当該施設の事務費(月額)を本人からの事務費徴収額(月額)とする。

3 冬期加算(11月~3月)は、2,150円とする。

年 月 日

軽費老人ホーム椎ノ木荘の入居に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者

軽費老人ホーム椎ノ木荘

職名・氏名 ㊞

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意いたしました。

私は、15～17番に必要な項目を記入しました。・・・・・・・・・・ < 再確認お願い致します >

入 居 者

住 所

氏 名 ㊞

署名代行者(続柄:)

私は、入居者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名 ㊞